



発行 新潟県
第 88 号
 平成28年11月11日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1151 知事指定薬物の失効（医務薬事課）
- 1152 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 1153 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 1154 公共測量の実施通知（監理課）
- 1155 道路の区域変更（道路管理課）
- 1156 道路の供用開始（道路管理課）
- 1157 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 1158 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1159 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 1160 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1161 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公 告

争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）

人事委員会規則

6-1786 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

告 示

◎新潟県告示第1151号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年11月11日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 失効する知事指定薬物の名称
 N-（2-フルオロフェニル）-2-メトキシ-N-（1-フェネチルピペリジン-4-イル）アセトアミド（通称名：Ocfentamil、A-3217）及びその塩類
- 2 失効の理由
 当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。
- 3 失効年月日
 平成28年11月11日
- 4 罰則の適用
 条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第1152号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

平成28年11月11日

新潟県知事 米山 隆一

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日					
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会							
代表者氏名	代表理事会長 今井 長司							
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産大豆、国内産そば							
農産物検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先			
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	長谷川一則行	新潟県三条市新堀1191番地	もみ、玄米、大豆	K1516109				
備考	略称『新潟県検査協会』平成28年11月11日 農産物検査員1名の削除。 検査員合計659名。							

◎新潟県告示第1153号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、小千谷市の小千谷土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成28年11月11日

新潟県長岡地域振興局長

1 就任

理事	小千谷市鴻巣町971番地	川上 東陽 (理事長)
〃	〃 大字千谷甲1980番地	新保 正昭
〃	〃 大字小栗田728番地	南雲 晴夫
〃	〃 大字三仏生3092番地2	和田 孝司
〃	〃 高梨町2837番地	金崎 勝
〃	〃 片貝町5234番地	大矢 光夫
〃	〃 大字山谷1586番地1	佐藤 勇
〃	〃 千谷川一丁目8番23号	久保田 利男
〃	〃 大字桜町428番地	鈴木 栄正
監事	〃 大字小栗田950番地2	須田 義浩
〃	〃 片貝町788番地乙	神林 晃
〃	〃 大字坪野630番地1	南雲 信幸

就任年月日 平成28年10月25日

2 退任

理事	小千谷市鴻巣町971番地	川上 東陽 (理事長)
〃	〃 大字小栗田36番地	和田 重和
〃	〃 大字千谷甲1940番地	新保 功
〃	〃 高梨町3518番地	大平 由廣
〃	〃 大字山谷1586番地1	佐藤 勇
〃	〃 大字三仏生3092番地2	和田 孝司
〃	〃 片貝山屋町319番地	高野 與
〃	〃 千谷川一丁目8番23号	久保田 利男
〃	〃 大字桜町2362番地3	小川 武光
監事	〃 大字小栗田728番地	南雲 晴夫
〃	〃 高梨町564番地	岡 清市郎
〃	〃 大字坪野630番地1	南雲 信幸

退任年月日 平成28年10月24日

◎新潟県告示第1154号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年11月11日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（航空写真撮影 数値図化）
- 2 作業期間 平成28年9月17日から平成29年2月28日まで
- 3 作業地域 一級河川荒川（新潟県村上市・胎内市・関川村・山形県小国町）

◎新潟県告示第1155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年11月11日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山之坊大峰小滝線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市大字山之坊字宮ノ下 1961 番 45 から 同市大字山之坊字国尻平2031番 1 まで	新	10.0～37.0メートル	236.5メートル
	旧	5.5～23.0メートル	237.9メートル

◎新潟県告示第1156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年11月11日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 山之坊大峰小滝線
- 2 供用開始の区間
糸魚川市大字山之坊字宮ノ下1961番45から同市大字山之坊字国尻平2031番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年11月11日

◎新潟県告示第1157号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成24年9月21日新潟県告示第1161号）を次のとおり解除する。

平成28年11月11日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
籠町地区	妙高市大字籠町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1158号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成24年9月21日新潟県告示第1162号）の指定を解除する。

平成28年11月11日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
籠町地区	妙高市大字籠町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1159号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成23年6月14日新潟県告示第899号）を次のとおり解除する。

平成28年11月11日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西三川地区	佐渡市西三川	次の図のとおり	地すべり
笹川地区	佐渡市西三川	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1160号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年11月11日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
深沢町地区	長岡市深沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深沢(1)地区	長岡市深沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深沢(2)地区	長岡市深沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深沢(3)地区	長岡市深沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

鴨田川支溪地区	長岡市親沢町、深沢町	次の図のとおり	土石流
三島谷町地区	長岡市大積三島谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積三島谷町(6)地区	長岡市大積三島谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積三島谷町(7)地区	長岡市大積三島谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積三島谷町(9)地区	長岡市大積三島谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積三島谷町(2)地区	長岡市大積三島谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積三島谷町(3)地区	長岡市大積三島谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積三島谷町(10)地区	長岡市大積三島谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積三島谷町(11)地区	長岡市大積三島谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積三島谷町(13)地区	長岡市大積三島谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積三島谷町(14)地区	長岡市大積三島谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積三島谷町(15)地区	長岡市大積三島谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積三島谷町(17)地区	長岡市大積三島谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積三島谷町(4)地区	長岡市大積三島谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積三島谷町(5)地区	長岡市大積三島谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積三島谷町(18)地区	長岡市大積三島谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
天が沢地区	長岡市大積三島谷町	次の図のとおり	土石流
三島谷川支溪(2)地区	長岡市大積三島谷町	次の図のとおり	土石流
三島谷J1地区	長岡市大積三島谷町	次の図のとおり	土石流
大積三島谷町(1)地区	長岡市大積三島谷町	次の図のとおり	土石流
中地区	長岡市中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中(2)地区	長岡市中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中(4)地区	長岡市中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中(3)地区	長岡市中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

中(1)地区	長岡市中	次の図のとおり	土石流
中村地区	長岡市中	次の図のとおり	地すべり
木山沢地区	長岡市木山沢、中	次の図のとおり	地すべり
西野俣地区	長岡市西野俣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西野俣(2)地区	長岡市西野俣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西野俣(3)地区	長岡市西野俣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西野俣(4)地区	長岡市西野俣、中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西野俣・木山沢地区	長岡市木山沢、中、西野俣	次の図のとおり	地すべり
西野俣地区	長岡市西野俣、中	次の図のとおり	地すべり
日野浦(1)地区	長岡市日野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日野浦(2)地区	長岡市日野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日野浦(3)地区	長岡市日野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日野浦(4)地区	長岡市日野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
イラバ地区	長岡市日野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日野浦(5)地区	長岡市日野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日野浦(6)地区	長岡市日野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日野浦(7)地区	長岡市日野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日野浦(8)地区	長岡市日野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日野浦(9)地区	長岡市日野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日野浦(10)地区	長岡市日野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日野浦(11)地区	長岡市日野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
イラバ地区	長岡市日野浦	次の図のとおり	地すべり
日野浦地区	長岡市日野浦、和島高畑	次の図のとおり	地すべり
和島高畑(1)地区	長岡市和島高畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

和島高畑(2)地区	長岡市和島高畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和島高畑(3)地区	長岡市和島高畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
イラバ沢地区	長岡市和島高畑	次の図のとおり	土石流
高畑地区	長岡市和島高畑	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水梨(1)地区	十日町市松之山水梨	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水梨(2)地区	十日町市松之山水梨	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水梨(3)地区	十日町市松之山水梨	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水梨(4)地区	十日町市松之山水梨	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ショウジ場沢地区	十日町市松之山水梨	次の図のとおり	土石流
苗代入沢地区	十日町市松之山水梨	次の図のとおり	土石流
向山沢地区	十日町市松之山水梨	次の図のとおり	土石流
平釣沢地区	十日町市松之山水梨	次の図のとおり	土石流
水梨地区	十日町市松之山水梨、松之山小谷	次の図のとおり	地すべり
水梨南地区	十日町市松之山水梨	次の図のとおり	地すべり
水梨西地区	十日町市松之山水梨	次の図のとおり	地すべり
小谷地区	十日町市松之山小谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小谷(1)地区	十日町市松之山小谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小谷(2)地区	十日町市松之山小谷、松之山水梨	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小谷地区	十日町市松之山小谷、松之山大荒戸	次の図のとおり	地すべり
大荒戸地区	十日町市松之山大荒戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大荒戸地区	十日町市松之山大荒戸	次の図のとおり	地すべり
五十子平地区	十日町市松之山五十子平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

五十子平(1)地区	十日町市松之山五十子平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大畑地区	十日町市松之山赤倉、松之山五十子平、松之山坪野	次の図のとおり	地すべり
坪野(1)地区	十日町市松之山坪野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪野(2)地区	十日町市松之山坪野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪野(3)地区	十日町市松之山坪野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪野(4)地区	十日町市松之山坪野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井戸沢地区	十日町市松之山坪野、松之山赤倉	次の図のとおり	土石流
赤倉(2)地区	十日町市松之山赤倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤倉(3)地区	十日町市松之山赤倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤倉沢地区	十日町市松之山赤倉	次の図のとおり	土石流
東山(1)地区	十日町市松之山東山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東山(2)地区	十日町市松之山東山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東山(2)地区	十日町市松之山東山	次の図のとおり	土石流
湯山(1)地区	十日町市松之山湯山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
湯山(2)地区	十日町市松之山湯山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
湯山(4)地区	十日町市松之山湯山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒倉(1)地区	十日町市松之山黒倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒倉(2)地区	十日町市松之山黒倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒倉(3)地区	十日町市松之山黒倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒倉(5)地区	十日町市松之山黒倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒倉地区	十日町市松之山黒倉	次の図のとおり	地すべり
黒倉(追加)地区	十日町市松之山黒倉	次の図のとおり	地すべり
新山(4)地区	十日町市松之山新山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新山(5)地区	十日町市松之山新山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

新山(6)地区	十日町市松之山新山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒倉(4)地区	十日町市松之山新山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水梨・新山地区	十日町市松之山新山、松之山水梨	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
籠町地区	妙高市大字籠町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。)

4 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西三川地区	佐渡市西三川	次の図のとおり	地すべり
笹川地区	佐渡市西三川	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1161号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年11月11日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
深沢町地区	長岡市深沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深沢(1)地区	長岡市深沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深沢(2)地区	長岡市深沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深沢(3)地区	長岡市深沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鴨田川支溪地区	長岡市親沢町、深沢町	次の図のとおり	土石流
三島谷町地区	長岡市大積三島谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

大積三島谷町(6)地区	長岡市大積三島谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積三島谷町(7)地区	長岡市大積三島谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積三島谷町(2)地区	長岡市大積三島谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積三島谷町(3)地区	長岡市大積三島谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積三島谷町(10)地区	長岡市大積三島谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積三島谷町(11)地区	長岡市大積三島谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積三島谷町(13)地区	長岡市大積三島谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積三島谷町(15)地区	長岡市大積三島谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積三島谷町(17)地区	長岡市大積三島谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積三島谷町(4)地区	長岡市大積三島谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積三島谷町(18)地区	長岡市大積三島谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中地区	長岡市中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中(2)地区	長岡市中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西野俣地区	長岡市西野俣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西野俣(2)地区	長岡市西野俣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西野俣(3)地区	長岡市西野俣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西野俣(4)地区	長岡市西野俣、中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日野浦(1)地区	長岡市日野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日野浦(2)地区	長岡市日野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日野浦(3)地区	長岡市日野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日野浦(4)地区	長岡市日野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
イラバ地区	長岡市日野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日野浦(5)地区	長岡市日野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日野浦(6)地区	長岡市日野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

日野浦(7)地区	長岡市日野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日野浦(8)地区	長岡市日野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日野浦(9)地区	長岡市日野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日野浦(10)地区	長岡市日野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日野浦(11)地区	長岡市日野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和島高畑(1)地区	長岡市和島高畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和島高畑(2)地区	長岡市和島高畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和島高畑(3)地区	長岡市和島高畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水梨(1)地区	十日町市松之山水梨	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水梨(3)地区	十日町市松之山水梨	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水梨(4)地区	十日町市松之山水梨	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向山沢地区	十日町市松之山水梨	次の図のとおり	土石流
小谷(2)地区	十日町市松之山小谷、松之山水梨	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十子平地区	十日町市松之山五十子平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪野(1)地区	十日町市松之山坪野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪野(3)地区	十日町市松之山坪野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井戸沢地区	十日町市松之山坪野、松之山赤倉	次の図のとおり	土石流
赤倉(2)地区	十日町市松之山赤倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東山(1)地区	十日町市松之山東山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東山(2)地区	十日町市松之山東山	次の図のとおり	土石流
湯山(2)地区	十日町市松之山湯山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

湯山(4)地区	十日町市松之山湯山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒倉(2)地区	十日町市松之山黒倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒倉(3)地区	十日町市松之山黒倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒倉(5)地区	十日町市松之山黒倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新山(5)地区	十日町市松之山新山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新山(6)地区	十日町市松之山新山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒倉(4)地区	十日町市松之山新山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

争議行為を行う旨の通知について(公告)

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、新潟県医療労働組合連合会執行委員長塩谷義夫から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成28年11月11日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 要求事項

一時金要求、人員要求、医療提供体制に関する要求、その他の要求

2 期 間

平成28年11月14日午前0時以降本問題解決まで

3 場 所

新潟市秋葉区東金沢1459-1

新潟勤労者医療協会 下越病院

新潟市秋葉区東金沢1459-1

新潟メディカルプラン みのもり薬局

新潟市中央区入船町3-3629-1

新潟勤労者医療協会 舟江診療所

新潟市中央区入船町3-3629-1

介護老人保健施設 入舟

新潟市中央区沼垂東6-4-12

新潟勤労者医療協会 沼垂診療所

新潟市東区空港西1-15-17

新潟勤労者医療協会 ときわ診療所

新潟市西区寺尾東3-8-35

新潟勤労者医療協会 坂井輪診療所

新潟市秋葉区田家2-1-30

新潟勤労者医療協会 かえつクリニック

新潟市秋葉区荻野町3-8

介護老人保健施設 おぎの里

長岡市前田1-6-7

ながおか医療生協 ながおか生協診療所

- 長岡市西新町2-3-22
- ながおか医療生協 生協かんだ診療所
- 新潟市南区上下諏訪木770-1
- 白根保健生協 白根健生病院
- 新潟市南区助次右エ門組5
- 介護老人保健施設 みずき苑
- 新潟市東区竹尾4-13-3
- 新潟医療生協 木戸病院
- 新潟市東区上木戸5-2-1
- 新潟医療生協 木戸クリニック
- 新潟市東区上木戸5-2-1
- 新潟医療生協 なじよも
- 新潟市東区上木戸2-1-35
- 介護老人保健施設 ほほえみの里きど
- 新潟市東区東中野山6-17-5
- 新潟医療生協 石山診療所

4 概 要

救急外来患者及び入院・入所中の重症患者のための保安要員を除く全部、又は一部組合員によるストライキ、その他の争議行為

人事委員会規則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年11月11日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1786号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則第6-470号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条、第3条関係） 特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分			別表第1（第2条、第3条関係） 特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分		
所在地	公 署	級別区分	所在地	公 署	級別区分
(略)			(略)		
(略)	(略)	2級地	(略)	(略)	2級地
十日町市	(略)		十日町市	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)			(略)		

附 則

この規則は、平成28年11月14日から施行する。